

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
9月1日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……三

保安林予定森林 (美祢市) (森林整備課) ……五

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度 (森林整備課) ……六

○公告

令和五年度後期実施技能検定試験の実施 (産業人材課) ……六

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ……一一

○公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程 ……一一



山口県告示第二百四十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年九月一日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所ウレタン第一製造部
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 間 の 使 用 日 当 た り の 使 用 時 間 の 概 要
三七一口	九	令和五、 九、二五	令和五、 九、二五	令和五、 九、二五	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
〃	〇・二九	〃	〃	〃	〃
三七一タ	一一〇	〃	〃	〃	〃
〃	一一二	〃	〃	〃	〃

備考 「三七一口」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の		値		排水の一日当たりの量 (m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	ダイオキシン類 ($pg-TEQ/l$)	
七・五	八	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常
〃	八・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	最大
四・九	五・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・九	五・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・二	三・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・二	三・七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・二	〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・九一	〇・二三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二〇、三〇九	四八、七三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二〇、五一二	四九、〇三二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第二百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年九月一日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所（光エリア）
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口		項目
		変更後	変更前	
〃	〃	〃	七・四	排水の水素イオン濃度(水素指数)
〃	〃	九〃五	八・五〃五	排水の化学的酸素要求量(mg/l)
〃	一四・五	〃	七	排水の浮遊物質量(mg/l)
〃	〃	〃	二〇	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	二二・五	〃	一〇・六	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	四〇	〃	三〇	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〃	四・五	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	六〇	〃	二〇	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	一〇二	〃	六〇	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	〇・四	〃	〇・三	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	〇・八	〃	八	排水の窒素濃度(mg/l)
〃	九、九九五	〃	一〇、一二二	排水の一日当たりの量(m ³)
〃	一二、六二五	〃	一四、六二二	排水の一日当たりの量(m ³)

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

共同処理施設	処理後		処理前		種 類	項 目
	変更後	変更前	変更後	変更前		
〃	〃	〃	〃	七・六	汚水	水素イオン濃度(水素指数)
〃	〃	〃	〃	九〃五	汚水	化学的酸素要求量(mg/l)
〃	〃	〃	〃	一一・六	汚水	浮遊物質量(mg/l)
〃	〃	〃	〃	一四・九	汚水	浮遊物質量(mg/l)
〃	〃	〃	〃	一四	汚水	浮遊物質量(mg/l)
〃	〃	〃	〃	三六	汚水	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〃	〃	四・四	汚水	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〃	〃	五	汚水	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〃	〃	二〇	汚水	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〃	〃	〇・三	汚水	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〃	〃	〇・六	汚水	窒素濃度(mg/l)
六、五七八	六、五七七	六、五七八	六、五七七	六、五七七	汚水等の一日当たりの量(m ³)	常
九、五八五	九、五八四	九、五八五	九、五八四	九、五八四	汚水等の一日当たりの量(m ³)	最

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四	変更後	変更前	項目		種 類
			通	常	
〃	〃	七・六	〃	〃	水素イオン濃度(水素指数)
〃	〃	九〃五	〃	〃	化学的酸素要求量(mg/l)
〃	〃	一一・六	〃	〃	浮遊物質量(mg/l)
〃	〃	一四・九	〃	〃	浮遊物質量(mg/l)
〃	〃	一四	〃	〃	浮遊物質量(mg/l)
〃	〃	三六	〃	〃	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	五	〃	〃	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	二〇	〃	〃	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〇・三	〃	〃	窒素濃度(mg/l)
〃	〃	〇・六	〃	〃	窒素濃度(mg/l)
六、五七八	六、五七七	六、五七七	六、五七七	六、五七七	汚水等の一日当たりの量(m ³)
九、五八五	九、五八四	九、五八四	九、五八四	九、五八四	汚水等の一日当たりの量(m ³)

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町別府字五反田三二八三、一三二〇一の一、字蓮ヶ迫二二二〇七の一

No.10 排水口		No. 9 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二	〃	七・六	〃	七・五	〃	〃
〃	八・五 五〃	〃	九〃 五	〃	〃	〃	八・五 七	〃	九〃 五	〃	八・五 五	〃	〃
〃	二	〃	一〇	〃	〃	〃	二	〃	一一・六	〃	一一	〃	〃
〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	三	〃	一四・九	〃	一六	〃	〃
〃	一	〃	四〇	〃	〃	〃	四	〃	一四	〃	一六・九	〃	〃
〃	五	〃	四〇	〃	〃	〃	九	〃	三六	〃	〃	〃	〃
〃	〇・五	〃	五	〃	〃	〃	検出せず	〃	四・四	〃	三・八	〃	〃
〃	三	〃	五	〃	〃	〃	二	〃	五	〃	二五	〃	〃
〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	四	〃	二〇	〃	六〇	〃	〃
〃	〇・二	〃	一	〃	〃	〃	〇・二	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃
〃	〇・四	〃	二	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・六	〃	〇・七	〃	〃
〃	二二〇	〃	一	〃	一七六、 八八〇	〃	一七五、 二〇〇	六、 五七八	六、 五七七	〃	一八、 三八八	〃	一六、 三〇四
〃	二二〇	〃	四三〇、 〇〇〇	〃	一七八、 五六〇	〃	一七五、 二〇〇	九、 八九三	九、 八九二	〃	二七、 三〇九	〃	二〇、 五九九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百四十九号

令和五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和五年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源涵養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）	萩市	一四・五・三六	一三三・一〇〇
萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）	萩市	八七・一・八一	二六三・〇〇一
長門市	長門市	四六一・九二	一五七・六三
豊浦地区	下関市	三七九・三三	一九六・四二
厚東川・厚狭川	宇部市 美祿市 山陽小野田市	五九八・七二	二五一・七〇
樫野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二七七・八二	三五一・七一
佐波川	波都徳地（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	七五〇・七三	三七四・六八
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町のおける徳山市の区域に限る。）	四二三・六〇	一六九・三七
田布施川・島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	一・九四	八三・〇六
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・六六	一七九・一七

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
錦川下流	四・三〇	大島地区	一・二八・六〇	大島郡周防大島町	六・九八
岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。）	〇・一一	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六
宇部市	三・九〇	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六
防府市	〇・七二	平生町	〇・七二	上関町	九・〇二
周防大島町	一一・四九	周防大島町	一一・四九		

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
山口県	一一・八・六〇



（二五九）令和五年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和五年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和五年九月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

（一）実施職種

1 特級の技能検定

製造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、

建築大工	水産練り製品製造	石材施工	和裁	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	シーケンス制御	機械検査	工場板金	さく井	職種	試験科目
大工工事	かまぼこ製品製造	石材加工	和服製作	婦人子供既製服パターンメイキング	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	シーケンス制御	機械検査	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金	ロータリー式さく井工事		

工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

機械加工	職種	試験科目	かわらぶき	配管	型枠工事	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	樹脂接着剤注入施工	カーテンウォール施工	自動ドア施工	ガラス施工	機械・プラント製図	電気製図	金属材料試験	塗装	広告美術仕上げ	3 三級の技能検定	次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの
普通旋盤			かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋施工図作成	コンクリート圧送工事	塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	樹脂接着剤注入工事	金属製カーテンウォール工事	自動ドア施工	ガラス工事	機械製図CAD	配電盤・制御盤製図	組織試験	鋼橋塗装	広告面粘着シート仕上げ		

三 試験の場所
山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格
(一) 特級の技能検定にあっては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。
(二) 一級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
(三) 二級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
(四) 三級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
(五) 単一等級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間
令和五年十月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十三日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先
山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）
山口県職業能力開発協会

七 提出書類
(一) 受検申請書
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
(一) 学科試験にあっては、三千百円
(二) 実技試験にあっては、次の1の表から9の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	種	手数料
鑄造 場板金	金属熱処理 めつき	一万八千二百円
	機械加工 仕上げ	
	非接触除去加工 機械検査	
	金型製作 ダイカスト	
	金属プレス加工 電子機器組立て	
	電気機器組	
	電気機器組	
	電気機器組	
	電気機器組	

立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形

2 一級の技能検定

職	種	手数料
和裁	機械・プラント製図 電気製図	一万三千三百円
機械検査	婦人子供服製造	一万五千百円
さく井	工場板金 シーケンス制御 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウオール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ	一万八千二百円

3 二級の技能検定（受検者が令和五年四月一日現在において二十五歳未満の雇用保険被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者（実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者。）であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。以下同じ。）である場合）

職	種	手数料
和裁	機械・プラント製図 電気製図	四千三百円
機械検査	婦人子供服製造	六千百円
さく井	工場板金 シーケンス制御 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウオール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ	九千二百円

4 二級の技能検定（受検者が令和五年四月一日現在において二十五歳未満の雇用保険被保険者以外の者である場合）

職	種	手数料
和裁	機械・プラント製図 電気製図	一万三千三百円

機械検査 婦人子供服製造	一万五千円
さく井 工場板金 シーケンス制御 自動販売機調整 空気圧装置組立て 装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 油圧 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウオール施工 自動ドア施工 ガラス 施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ	二万八千二百円
5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和五年四月一日現在において二十 五歳未満の雇用保険被保険者である場合）	
職 種 機械検査 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電 気製図	二千九百円
6 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）	
職 種 和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千四百円
機械検査 機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわ らぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	五千円
7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和五年四月一日現在において二十 五歳未満の雇用保険被保険者である場合）	
職 種 和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千三百円
機械検査 機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわ らぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	六千円
8 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和五年四月一日現在において二十 五歳未満の雇用保険被保険者以外の者である場合）	
職 種 機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわ らぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	九千二百円

職 種 和裁 機械・プラント製図 電気製図	一万三千三百円
機械検査 機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわ らぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	一万五千円
9 単一等級の技能検定	
職 種 電子回路接続	二万八千二百円
九 問題の公表 実技試験の問題は、令和五年十一月二十七日（月曜日）に山口県職業能力開発協会 において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。 十 合格者の発表等 (一) 合格者の発表は、令和六年三月八日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県 産業労働部産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知す る。 (二) 受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労 働部産業人材課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。 十一 その他 (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、 公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域 職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試 験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口 県職業能力開発協会にすること。 (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二 二―八六四六）にすること。	

(一六〇) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年九月一日

山口県知事 村岡 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市中市二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市桜町一丁目一八番八号
株式会社山陽不動産



山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十五の表第三十三条第一項の項中「第33条第1項・第2項」に改め、「災害時における」を削り、同表第三十三条第二項の項中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

別表第一中九十三の表を九十六の表とし、八十六の表から九十二の表までを三表すい繰り下げ、八十五の表の次に次の三表を加える。

86 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）

根拠条項	事務の内容

第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の届出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

87 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）

根拠条項	事務の内容
第12条第1項・第2項	緊急輸送車両の届出の受理及び確認
第12条第3項	緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

88 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）

根拠条項	事務の内容
第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の届出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

別表第二の三十五の表第三十三条第一項の項中「第33条第1項」を「第33条第1項・第2項」に改め、「災害時における」を削り、「同表第三十三条第二項の項中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

別表第二中二十七の表を四十の表とし、三十六の表を三十九の表とし、三十五の表の次に次の三表を加える。

36 災害対策基本法施行規則

根拠条項	事務の内容
第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の届出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

37 大規模地震対策特別措置法施行令

根拠条項	事務の内容
第12条第1項・第2項	緊急輸送車両の届出の受理及び確認
第12条第3項	緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

38 大規模地震対策特別措置法施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の申出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

附 則

この規程は、令和五年九月一日から施行する。

令和五年九月一日印刷
令和五年九月一日発行

発行人所

山口県知事庁